

非常勤隊員（障害者雇用）募集案内

自衛隊群馬地方協力本部では、以下のとおり非常勤隊員（障害者）を募集します。

1 採用人員、職務内容等

採用人員	勤務先	職務内容	任用予定期間
1名	自衛隊 群馬地方協力本部 (群馬県前橋市)	援護課総括業務の補助的業務 ○文書の受付、管理 ○勤務時間、休暇等の管理 ○週間月間予定表の作成管理 ※具体的な業務内容は、適性に応じて調整します。	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (更新の可能性あり)

2 応募期間

令和8年1月8日（木）～同年1月21日（水）

※ 応募書類については、持参または簡易書留による郵送で提出をお願いします。
(令和8年1月21日（水）必着)

3 応募資格

(1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること。

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 応募手続

(1) 提出書類

ア 非常勤隊員応募票

最寄りの職業安定所（ハローワーク）の紹介を受け、非常勤隊員応募票をご提出下さい。

イ 履歴書（試験当日持参でも可）

※1 写真規格：申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。

※2 通勤及び業務遂行上、合理的配慮が必要な方はお申し出下さい。

※3 就労支援機関をご利用の方は、支援機関のパンフレット及び担当者が分かる書類を同封して下さい。

※4 非常勤隊員応募票等は自衛隊群馬地方協力本部ホームページからダウンロードできます。（群馬地本HP：<https://www.mod.go.jp/pco/gunma/>）

※5 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。また、本件採用活動終了後は適切に破棄いたします。

(2) 提出先

自衛隊群馬地方協力本部人事担当 宛

〒371-0805 群馬県前橋市南町3丁目64-12

5 職場見学会

応募された方、応募を検討頂いている方及び就労支援機関の職員の方を対象に「職場見学会」を開催いたしますので、希望される方は、下方の担当までお気軽にご連絡下さい。現状の施設状況等をご説明させていただきます。

職場見学の内容、日時等をご相談のうえ決定いたします。

6 試験項目、試験日及び試験地

試験項目	試験日（予定）	試験地
面接試験	別途連絡 ※令和8年2月5日（木）を 予定しております。	自衛隊群馬地方協力本部 （群馬県前橋市）

※ 就労支援機関担当者の同行が可能です。同行を希望される方は、応募の際にその旨記載して下さい。

7 最終合格者の発表

令和8年3月下旬、面接試験受験者に結果を書面（郵送）にてお知らせします。

8 採用後の処遇等

(1) 身 分

非常勤隊員（事務補助員）

(2) 給 与

時 給 1, 239円～1, 531円（職務経験等により異なります。）

(3) 手 当

ア 通勤手当（実態に応じて支給）※ 交通の用具の場合、月額66,400円以内
イ 期末・勤勉手当（規則に基づき支給）

(4) その他

- ア 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則として加入していただきます。
- イ 任用予定期間は、更新することができます。

9 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間等

勤務時間は、8時30分から17時15分までの間で、一週間当たり30時間程度から相談可能です。(休憩時間は、12時00分から13時00分まで)

(2) 休 暇

- ア 勤務を要しない日 土曜、日曜及び祝日
- イ 年次休暇等
一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与されます。
その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

10 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) その他、不明な点は以下の連絡先までお問合せ下さい。

連絡先	自衛隊群馬地方協力本部総務課 人事班長
電 話	027-221-4471
メー ル	hq2-gunma@pcو. mod. go. jp